



# 消防同意の審査時によくある指摘事項について

さいたま市消防局 予防部 査察指導課 消防設備係

以下については、消防同意の審査時によくある指摘事項の一例を示したものです。さいたま市消防用設備等に関する審査基準をもとに審査していますので申請図書を作成する際の参考として下さい。

参考：消防用設備等に関する審査基準 2019

<http://www.city.saitama.jp/001/011/014/004/005/index.html>

## 1 無窓階

- ・ 消防法施行規則第5条の3による無窓階判定をし、その結果を明記して下さい。
- ・ 消防法施行規則第5条の3第2項第2号に規定する開口部が面する通路の位置及び幅員（有効幅員1m以上）を明記して下さい。

（無窓階判定に算入できるガラスについて（概略））

ガラス開口部の種類		開口部の条件	判 定
フロート板ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸	○
		F I X	○
網入板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△
		F I X	×
強化ガラス	厚さ5mm以下	引き違い戸	○
		F I X	○
合わせガラス	(1) フロート板ガラス5mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△
		F I X	×
	(2) 網入板ガラス6.8mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス6mm以下		
	(3) フロート板ガラス3mm以下+PVB60mil以下+型板ガラス4mm以下		
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入りガラスにあっては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。		

○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分

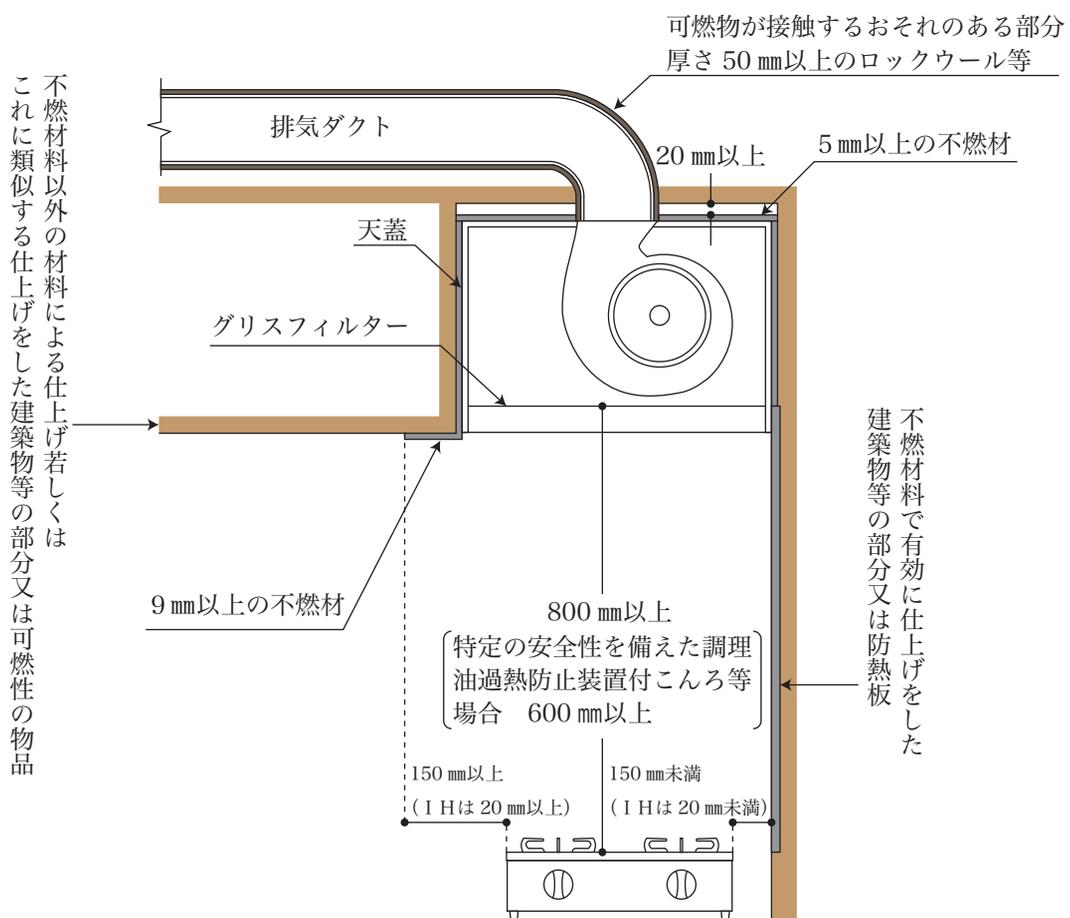
×…有効開口部として扱えないもの

※詳細は「消防用設備等に関する審査基準2019」を参照して下さい。

## 2 さいたま市火災予防条例関係

### (1) 厨房設備（家庭用コンロ等）（さいたま市火災予防条例第6条）

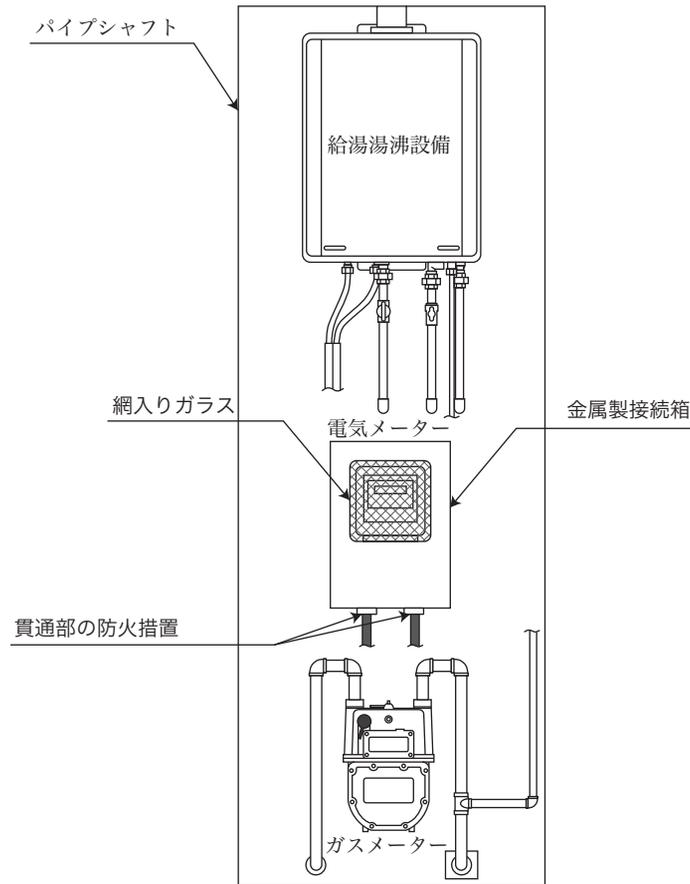
- ・ ガスコンロ本体の周囲150mm、上方1000mm（レンジフードの場合は800mm）以内は不燃材料で有効に仕上げをした建築物の部分として下さい。
- ・ 電磁誘導加熱式調理器（IHコンロ）本体の周囲20mm、発熱体から周囲100mm、上方1000mm（レンジフードの場合は800mm）以内は不燃材料で有効に仕上げをした建築物の部分として下さい。
- ・ 厨房設備に附属する排気ダクトの材質を明記して下さい。
- ・ 厨房設備に附属する排気ダクトはロックウール50mm又は同等品で断熱措置して下さい。



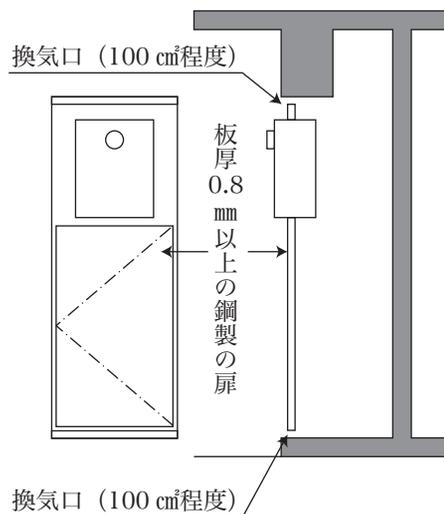
(2) 給湯湯沸設備（さいたま市火災予防条例第13条）

- ・廊下に面して設置される給湯湯沸設備の排気吹出口は床面から1800mm以上となるように設置して下さい。
- ・パイプスペースに電気配線とガス配管が混在している場合は、電気設備に防爆工事等の安全措置をするか、又はパイプスペースの扉に上下各々100cm<sup>2</sup>以上の換気口を設けて下さい。

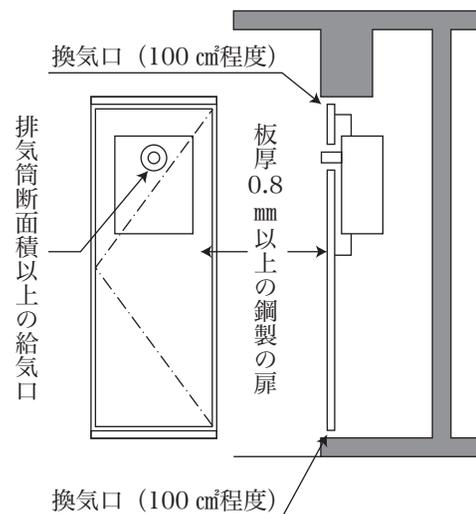
(防爆工事等の安全措置の一例)



(標準設置)



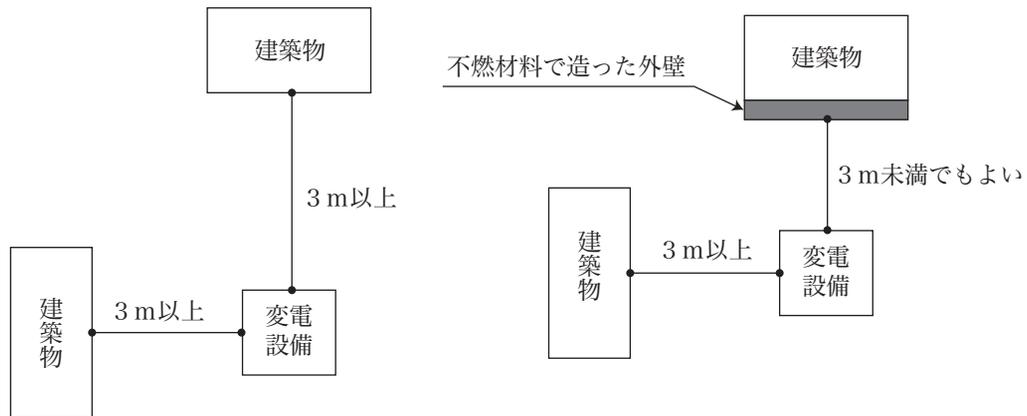
(扉内設置)



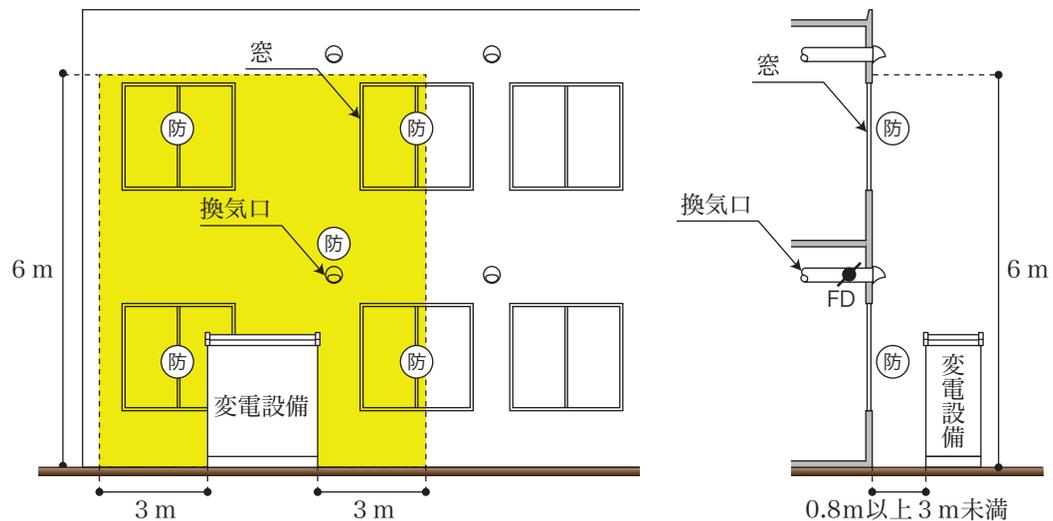
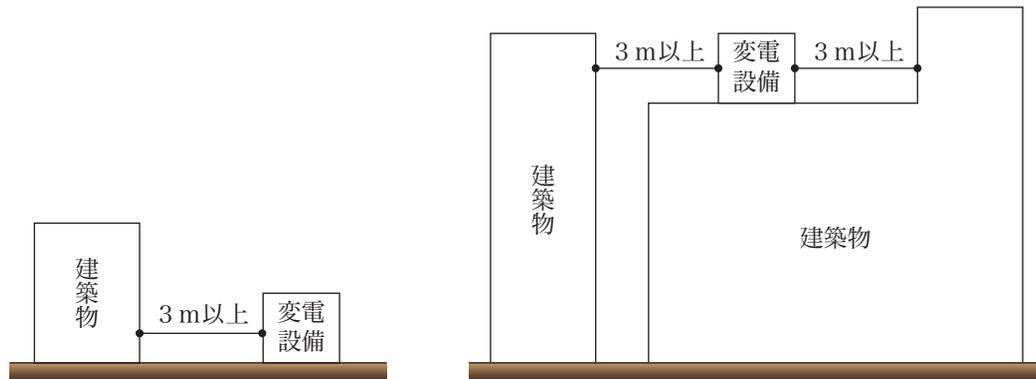
(3) 変電設備（さいたま市火災予防条例第 18 条）

- ・変圧器の定格容量（kVA）を明記して下さい。
- ・屋外に設置する場合は、建築物から 3 m 以上の離隔を確保、又は消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものとして下さい。（ただし、変電設備の周囲 3 m 以内に存する建築物の外壁を不燃材料で造り、かつ、開口部を防火設備とした場合はこの限りではありません。）

(平面図)



(立面図)



■ : 不燃材料で造った外壁

⊙ : 防火設備

□ : 変電設備 : 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備以外の変電設備

(4) 住宅用火災警報器（さいたま市火災予防条例第 39 条の 3）

- ・住宅用火災警報器を寝室及び階段に設置して下さい。

下記ホームページ「住宅用火災警報器設置例早見表」参照

<http://www.city.saitama.jp/001/011/014/004/002/p008060.html>

### 3 消防用設備等関係

(1) 消火器（消防法施行令第10条）

- ・原則、粉末（ABC）消火器10型を設置して下さい。
- ・防火対象物の各部分から、歩行距離20m以下となるように設置して下さい。

(2) 自動火災報知設備（消防法施行令第21条）

- ・地区音響装置の鳴動方式（一斉鳴動・区分鳴動）を明記して下さい。
- ・物入れ等の収納庫に感知器を設置して下さい。（物入れ等の収納庫（2㎡未満に限る。）が面する居室の感知器を煙感知器にした場合は免除することができます。）
- ・次の①～④までに掲げる防火対象物の就寝施設として用いる居室は煙感知器を設置して下さい。

①消防法施行令別表第1(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物

②消防法施行令別表第1(6)項イ（患者を入院させる施設を有するものに限る。）に掲げる防火対象物

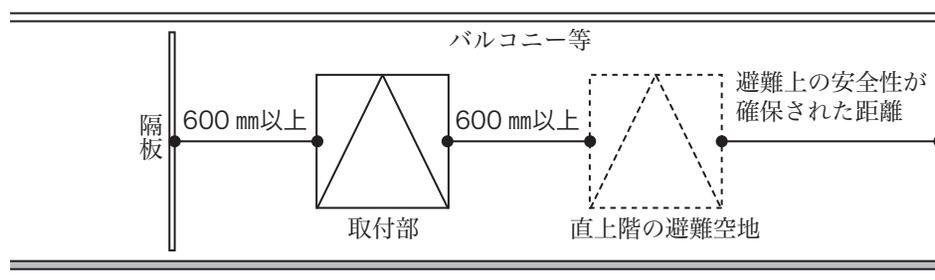
③消防法施行令別表第1(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させる施設を有するものに限る。）に掲げる防火対象物

④消防法施行令別表第1(16)項イ（前①から③までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物

(3) 避難器具（消防法施行令第25条）

- ・共同住宅に設置する避難器具は原則、避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしごとして下さい。
- ・避難器具用ハッチのハッチ間は600mm以上の離隔を確保して下さい。また、バルコニーに破壊可能な仕切り板が設けられている場合は、ハッチと仕切り板との間は600mm以上の離隔を確保して下さい。

（バルコニー等に設ける避難器具用ハッチの配置）



(4) 誘導灯（消防法施行令26条）

- ・ 機器凡例（誘導灯の等級）を明記して下さい。
- ・ 誘導音付点滅形誘導灯を設置する場合は、誘導灯信号装置及び停止用感知器の位置を明記して下さい。